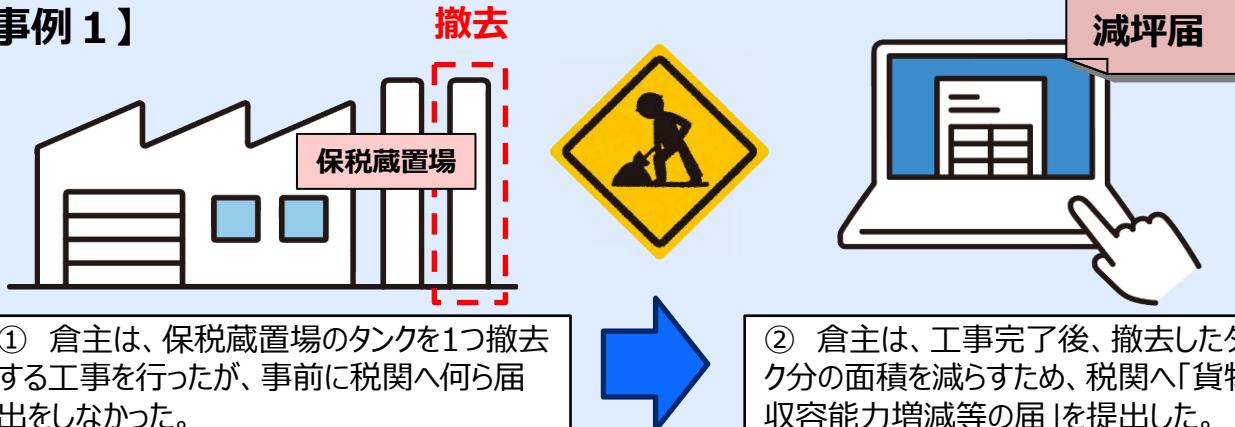




- 保税蔵置場における貨物管理等に影響を及ぼす工事を行う際は、**あらかじめ**税関への届出が必要です。（関税法第44条第1項）
- 保税蔵置場の貨物の収容能力（許可面積）を増加（増坪）し、もしくは減少（減坪）するときは、**あらかじめ**税関への届出が必要です。（関税法第44条第1項）

※保税工場、保税展示場、総合保税地域についても同様に届出が必要です。（同法第61条の4、第62条の7、第62条の15で準用）

【事例1】

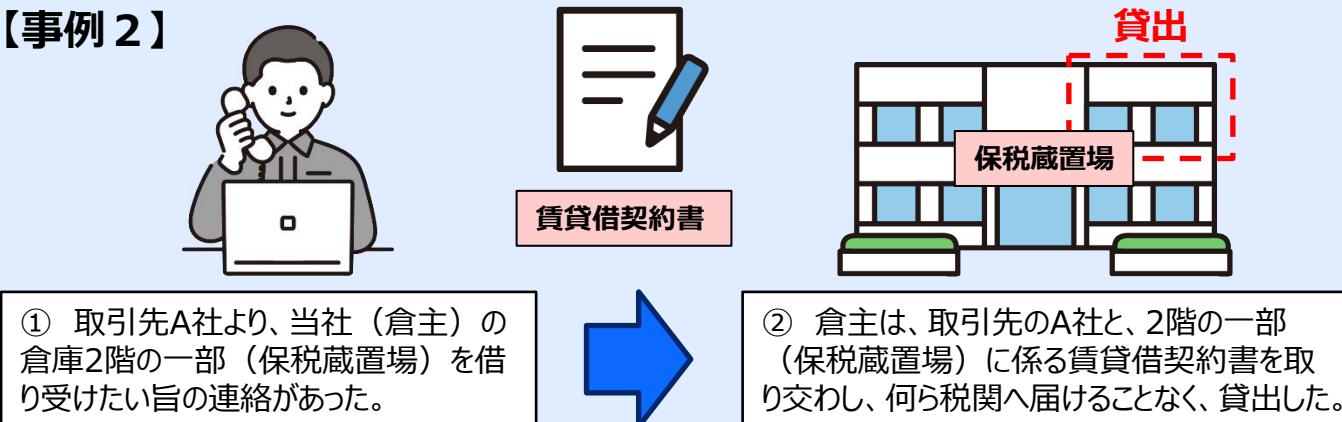


撤去した保税蔵置場内のタンク分を減坪しているけど、それ以外に税関へ届出は必要なかったかな？

なぜ手続きが必要か理解しているかな？



【事例2】



保税蔵置場の一部を他社に貸出しているけど、税関への手続きは何も必要ないかな？

保税Tips

Vol.8

～工事等に関する非違～

保税制度のHPも
見て欲しいワン！

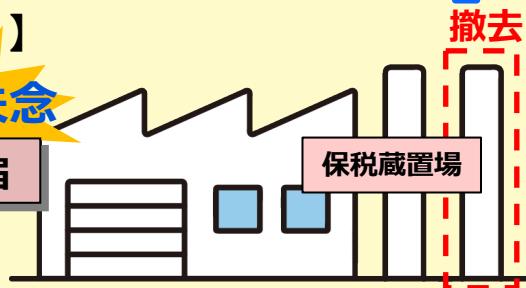


2026.01

【事例 1】

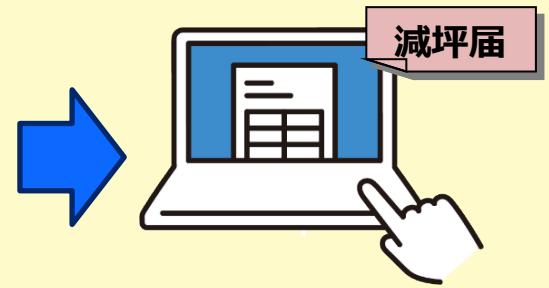
手続失念

工事届



非違内容（根拠法令）：基礎点数（※）

- 無届での工事（関税法第44条等）：2点



届出が必要な工事の例は、保税ポータル内のリーフレット「[保税地域における工事の際の手続きについて](#)（2025年6月）」を確認してみてね！



解説

保税蔵置場等内で外国貨物等の管理、保管に関する設備を変更する工事は、あらかじめ税関への届出が必要です。

【事例 2】



非違内容（根拠法令）：基礎点数（※）

- 無届での減坪（関税法第44条等）：2点

保税蔵置場等の面積の変更是、許可手数料にも影響する場合があるため、変更する場合は、早めに税関への連絡をお願いします！



解説

保税蔵置場の許可是、倉主（被許可者）へ与えられておりますので、その一部を他社へ貸出す際は、あらかじめ、その面積分の減少（減坪）について届出が必要です。ただし、保税蔵置場のまま、他社へ貸し出すことはできません。

※被許可者や主要な従業者等が非違に関与したと認められる場合は、点数が加算されます。

このような対策が考えられます

- 保税手続きの再確認（どのような手続きがいつまでに必要かの確認）
- 社内研修の実施（保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業に対しても実施）

届出の要否の判断に迷う場合は、最寄りの税関窓口（保税担当）までお問い合わせください